

仕様書

〔1〕 一般仕様（共通事項）

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という。）は、位置図に示す業務場所において、基本設計及び調査・測量等を行うことを目的とする。

1.2 仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、本仕様書に記載のない事項については、「測量、調査及び設計業務等委託必携」（大阪府都市整備部発行）に従うものとする。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者（以下「受注者」という。）の負担とする。

1.4 業務の指示及び監督

- （1）受注者は、業務の実施に当たり、業務契約書に基づき、発注者が別に定める調査職員（以下「調査職員」という。）と常に密接に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- （2）本業務における作業は、調査職員の指示が最優先するものとする。
- （3）本業務における作業について受注者は、関係官公署及び関係機関等との総合的調整を行うものとする。

1.5 法令等の遵守

- （1）受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- （2）受注者が当該業務に従事させる者（以下「従事者」という。）に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行わなければならない。

1.6 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 個人情報情報の保護

受注者は、個人情報情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱い特記事項」に基づかなければならない。

1.9 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.10 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、土木設計業務等委託契約書の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(着手時)

- (イ) 着手届
- (ロ) 管理技術者及び照査技術者届
- (ハ) 管理技術者及び照査技術者の経歴書
- (ニ) 管理技術者及び照査技術者の資格証等写
- (ホ) 業務工程表
- (ヘ) 下請負人（受注者）届出書
- (ト) 契約時業務カルテ受領書（契約金額 100 万円以上）
（契約後 10 日以内）
- (チ) 責任賠償保険（第三者損害保険）
- (リ) 労災保険成立証明書
- (ヌ) 業務委託内訳書
- (ル) 業務計画書（契約後 30 日以内）
- (ヲ) 各種承諾書（契約後 30 日以内）
- (ワ) その他必要と認め指示したもの

(完了時)

- (イ) 完了届
 - (ロ) 引渡書
 - (ハ) 請求書
 - (二) 業務週報
 - (ホ) 成果品
 - (ヘ) 完了時業務カルテ受領書（契約金額 100 万円以上）
 - (ト) その他必要と認め指示したもの
- (2) 承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。
- (3) 受注者が提出する書類で様式が定められていないものは、受注者におい

て様式を定め、提出するものとする。ただし、調査職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(4) 成果品の具体的な内容については〔2〕第4章 成果品によるものとする。

1.11 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、現地調査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(4) 受注者都合による管理技術者の履行期間途中での交代は、業務の適正な履行の確保を阻害する恐れがあることから、管理技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めないものとする。その場合であっても、交代前後における管理技術者の技術力が同等以上に確保されるものとする。

(5) 管理技術者は、設計協議においては、必ず同席しなければならない。

(6) 受注者は関係法令に従い、適切な有資格者を配置しなければならない。

(7) 管理技術者と照査技術者の兼務は認めないものとする。

(8) 配置技術者の具体的な資格要件については、〔3〕特記仕様書によるものとする。

1.12 土地への立ち入り等

(1) 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ測量等調査員証の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

(2) 測量等調査員証は受注者が作成し、調査職員へ提出するものとする。

(3) 受注者は、立ち入り作業が完了した際には、すみやかに測量等調査員証を調査職員へ返却しなければならない。

1.13 工程管理

(1) 受注者は、あらかじめ提出した業務工程表に従い、工程管理を適正に行わなければならない。

(2) 業務工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進行を図らなければならない。

(3) 受注者は、毎月末に調査の進捗状況を調査職員に報告しなければならない。

(4) 祝日及び閉庁日等に調査を行う必要がある場合は、あらかじめその内容及び時間等について、調査職員の承諾を得なければならない。

1.14 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.15 関係官公署及び関係機関等との協議

(1) 受注者は、業務の実施に当たり必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。

(2) 受注者は、関係官公署及び関係機関等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を調査職員へ遅滞なく報告しなければならない。

1.16 地域住民との協調

(1) 受注者は、業務を実施するに当たり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得なければならない。

(2) 受注者は、地域住民等からの要望又は地域住民等と交渉があった場合は、遅滞なく調査職員へ申し出て、その指示を受け、誠意をもって対応し、その結果をすみやかに報告しなければならない。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬又は手数料等を受け取ってはならない。

(4) 下請負人についても、前記の行為の内容について、十分監督指導しなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 内部通報に関する事項

(1) 受注者又は従事者は当該業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」第4条に基づき、その事実を本市に通報することができる。

(2) 受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署及び関係機関等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

〔3〕特記仕様を示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。また、交通規制、支障物件、その他の施工条件等の調査を行わなければならない。

2.3 土質ボーリング調査

本業務における土質ボーリング調査は、実施設計に必要な土質調査を行い、調査箇所、削孔長及び試験項目等の調査方法を提案するものとする。また、各実施箇所の状況に応じて、実施に必要とされる仮囲いや仮設足場、交通誘導警備員等を配置し、安全には万全を講じること。

2.4 地下埋設物調査

水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。また、可能なものに関しては全て蓋等を開放し、経路が確認できる写真を撮影し、流出先も含めて取りまとめること。

2.5 公私道調査

道路、水路等について公図及び土地台帳により調査確認しなければならない。

2.6 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当たっては、調査職員の指示する図書及び〔2〕第5章 参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について調査職員と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与等

調査職員は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、高槻市公共下水道工事標準構造図等を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

〔2〕基本設計業務

第1章 業務内容

1.1 基礎調査

- (1) 現地調査として、計画区域の地域特性や土地利用、既存下水道施設、浸水被害状況を把握すること。
- (2) 都市計画関連の資料を収集、整理しなければならない。
- (3) 雨水計画関連の資料として、雨水排水系統や既存雨水計画を収集、整理しなければならない。
- (4) ストックマネジメント計画等の関連する公共下水道計画を収集、整理しなければならない。

1.2 設計計画

- (1) 浸水被害の発生原因となる問題点を推定し、以下のとおり取りまとめることとする。
 - (イ) 問題点の箇所
 - (ロ) 問題点の内容
 - (ハ) 問題点の解決案
- (2) 浸水被害軽減対策方法の比較検討及び配置、既設本管への接続方法等については、調査職員と十分打合せのうえ、行わなければならない。
- (3) 浸水被害軽減対策方法については、経済性、施工性等の比較検討を行ったうえ、住民生活への影響等も考慮し、最適なものを選定しなければならない。

1.3 流量断面計算

- (1) 既存の下水道台帳および区画割施設平面図を基に既設の管きよ及び水路の流量計算書を精査のうえ、流下能力の評価を行わなければならない。
- (2) 複数の対策ルートについて、面積及び必要断面の計算を行わなければならない。また、確定したルート及び対策により変更となった路線についても、流量計算書の修正を行わなければならない。
- (3) 対策ルートに対する区画割平面図を作成（変更）しなければならない。

1.4 概略工法検討

対象路線の布設工法の選定を行うものである。また、工法検討においては、経済性、施工性等の比較検討を行ったうえ、住民生活への影響等も考慮し、最適なものを選定しなければならない。

1.5 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には調査職員

の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 (S = 1/10,000 ~ 1/30,000) は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図 (S = 1/2,500) は、事業計画において作成した区画割平面図に基づいて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区域または処理区等の名称を記入すること。

(3) 平面図

平面図 (S = 1/250) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 縦断面図

縦断面図 (S = 縦 1/100、横 1/500) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(5) 横断面図

横断面図 (S = 1/50 ~ 1/100) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(6) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

(7) 概略構造図

概略構造図 (S = 1/10 ~ 1/100) は、次の要領で記入する。

高槻市公共下水道工事標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

(8) 仮設概要図

仮設概要図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設概要図は、概略構造図と同一記号を用いて作成する。

また、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

(9) 施工計画図

施工計画図（ $S = \text{任意}$ ）は、次の要領で記入する。

施工計画図は平面図、縦断面図、横断面図、概略構造図、仮設概要図と同一記号を用いて作成する。また、施工ステップ毎の資機材配置、交通誘導、休工時の現場養生等について記入する。

(10) 割込図

割込図は平面図（ $S = \text{任意}$ ）と同一記号を用いて作成する。

雨水管等設置範囲で公図調査を行い、調査内容について反映すること。

1.6 特記仕様書の作成

実施設計における特記事項をとりまとめた特記仕様書を作成すること。

1.7 報告書の作成

報告書は、当該設計で行った比較検討等を漏れなくとりまとめるものとする。また、別途報告書の概要書を作成するものとし、その内容は位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

第2章 照査

2.1 照査の目的

受注者は業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないう努めなければならない。

2.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、〔3〕特記仕様に基づく照査技術者を配置しなければならない。

2.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本条件について

(2) 比較検討の方法及びその内容について

- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 流量計算表について
- (5) 設計図等の妥当性について

第3章 安全管理

3.1 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損傷等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水及び地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じなければならない。
- (3) 局地的な大雨については、別紙「局地的な大雨に対する安全対策等について」に従い安全対策を講じること。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については業務計画書に明示し、受注者の責任において実施しなければならない。

3.2 安全教育

- (1) 受注者は、従事者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、従事者の安全意識の向上を図らなければならない。
- (2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務について、特別な教育を行わなければならない。

3.3 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、従事者の安全を図らなければならない。
- (2) マンホール及び管きょ等に出入りし、又はこれらの内部で調査を行う場合は、事前に調査職員へ調査箇所及び内容を報告し、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気及び有毒ガス等の有無を調査開始前及び調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備しなければならない。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し調査職員が提示を求めたときは、その指示に従わなければならない。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気及び有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、調査職員及び他の関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講じなければならない。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を充て、かつ、誘導員を配置しなければならない。

3.4 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者通行人の安全、並びに交通及び流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じなければならない。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査と明示した標識を設けるとともに、やむを得ず夜間に作業する場合は十分な照明及び保安灯を設置し、通行人及び車両交通等の安全の確保に努めなければならない。
- (3) 調査区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行わなければならない。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、関係官公庁の指示に従い、適切に行わなければならない。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を調査職員に提出しなければならない。

3.5 その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設及びガス管等の付近では、絶対に裸火を使用してはならない。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、緊急連絡体制に従いただちに調査職員及び関係官公庁に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面によりただちに調査職員に届けなければならない。

第4章 成果品

4.1 成果品

提出図書は次項により、提出しなければならない。

4.2 基本設計関係提出図書

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	A 1 及び A 3 ・ 2 部
(2) 区画割施設平面図	1/2500	〃
(3) 平面図	1/250	〃
(4) 縦断面図	縦 1/100、横 1/500	〃
(5) 横断面図	1/50～1/100	〃
(6) 流量計算表		A 4 又は A 3 ・ 2 部
(7) 概略構造図	1/10～1/100	〃
(8) 仮設概要図	1/10～1/100	〃
(9) 概略工法検討書		A 4 ・ 2 部

(10)	基本設計調査資料	〃
(11)	調査・渉外関係資料	〃
(12)	地下埋設物調査資料	〃
(13)	照査報告書	〃
(14)	特記仕様書	〃
(15)	打合せ議事録	A4・2部
(16)	〔3〕特記仕様を示す資料	原稿一式
(17)	その他参考資料	原稿一式

第5章 参考図書

5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 高槻市公共下水道工事構造標準図
- (2) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (5) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 水理公式集（土木学会）
- (7) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (8) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (9) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (10) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (11) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (12) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (13) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (14) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）

〔3〕特記仕様書

1. 業務の対象

(1) 名称

令和8年度公共下水道基本設計業務委託その20

(2) 委託場所

高槻市 松が丘二丁目ほか 地内 (別紙位置図のとおり)

(3) 内容

①基本設計	分流式(雨水のみ)	A=28.5ha
②測量業務		一式
③地質調査業務		一式
④報告書作成		一式
⑤設計協議		一式

2. 配置技術者

管理技術者及び照査技術者は下記のいずれかの資格要件を満たすこと。

- ① 技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))
- ② シビルコンサルティングマネージャー(RCCM 下水道部門)
- ③ 国土交通省認定技術管理者(下水道部門)

3. 本業務について

本業務は、真上排水区における真上地区浸水被害軽減対策の一環として行うものであり、過年度実施した真上排水区雨水管基本設計業務委託について、再度、最適な排水方法について検討を行う業務である。入念な現地踏査により浸水範囲を特定し、経済性、機能性及び施工性に優れた合理的な雨水管きよの整備方針を提案し、成果を作成すること。

業務の遂行にあたってはその計画全体を把握した上で他の対策との調和を十分に考慮し、その計画に破綻のないものとする。

なお、真上地区浸水被害軽減対策に関わる資料については、契約後貸与するものとする。

局地的な大雨に対する安全対策について

1. 局地的な大雨に対する安全対策について

雨水の流入する下水道管きょ(雨水管、合流管等)内等では、局地的な大雨により急激な水量の増加、水位の上昇により思わぬ事故を招く恐れがあることから、作業の安全確保のための対策を定めるものである。

2. 対象となる作業箇所

- ・ 雨水の流入する下水道管きょ内(雨水管、合流管等)
- ・ 雨水の流入により影響を受ける作業環境である人孔等の施設
- ・ 降雨により水位の上昇などの影響を受ける高槻水みらいセンター、前島ポンプ場内の施設

3. 標準的な中止基準

以下の項目のうち、ひとつでも該当する場合は、作業を中止する。

- ・ 作業箇所又は上流部において大雨注意報又は警報が発表された場合
- ・ 作業箇所又は上流部において降雨や雷が発生している場合
- ・ 管きょ内の水位など、降雨により影響を受ける水位が急激に上昇した場合

また、上記中止基準は標準的なものであり、監督職員（調査職員）と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた中止基準を定めること。

4. 標準的な再開基準

以下の項目を全て満たし、作業箇所の安全が確認された場合、監督職員（調査職員）と協議のうえ、作業を再開する。

- ・ 作業箇所又は上流部において発令されていた、大雨注意報かつ警報が解除された場合
- ・ 作業箇所又は上流部において降雨や雷が確認されない場合
- ・ 管きょ内の水位など、降雨により影響を受ける水位が、平常時の水位であることを確認した場合

また、上記再開基準は標準的なものであり、監督職員（調査職員）と協議のうえ、当該作業現場の安全が十分確保されるような現場特性に応じた再開基準を定めること。

5. 施工(業務)計画書への記載

受注者は、局地的な大雨による急激な増水による被害に備えるため、施工(業務)計画書に以下の点を踏まえた安全管理計画を記載すること。

- (1) 現場特性の事前把握(下水道管きょ施設情報、地形情報等)

(2) 現地特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定

※ 以下の場合など、現場特性に応じて、上述した標準的な中止基準及び再開基準の緩和、強化を検討すること。

- ・ 管きょ内の作業において、ポンプ場の運転調整により上流部の降雨による影響を受けず、当該作業箇所にも直接降雨の流入のない場合
- ・ 作業箇所が人孔から離れている場合や人孔蓋を開放しておけない場合などの退避に時間を要する場合
- ・ 人孔内に落差・段差があり、退避条件が厳しい場合

(3) 迅速に退避するための対応(退避手順の設定、安全器具等の設置、情報収集と伝達方法、資器材の取扱い等)

(4) 日々の安全管理

6. その他

局地的な大雨に対する安全対策に関しては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)平成 20 年 10 月」(局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編(事務局:国土交通省都市・地域整備局下水道部他))等を参考にすること。

【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第7第9第1項第2項及び第14第2項第3項第4項第5項

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務、工事（以下「業務」という。）を行うに当たっては、受託者として、個人情報（個人情報保護法第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第6 受注者は、業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを

含む。)を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で業務に関する個人情報を授受する場合は、受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

2 受注者は、業務において利用する個人情報(特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。)の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先(派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。)に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要な記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者（業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。